

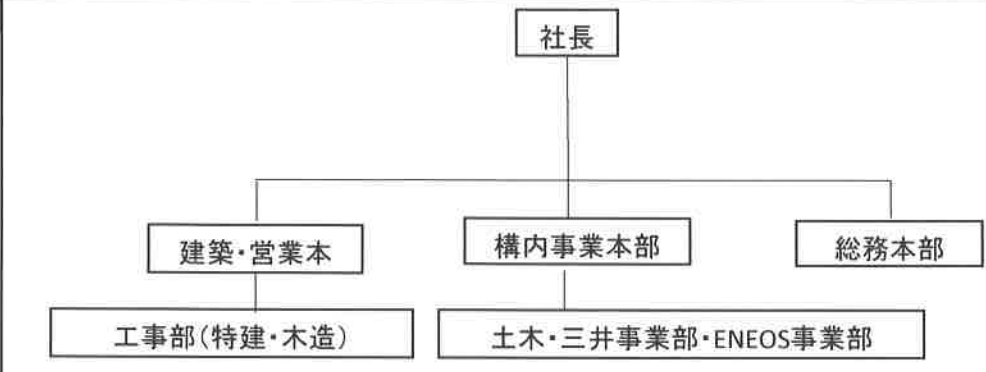
産業廃棄物処理計画書

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

ナカノス建設工業株式会社

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6 月 27日	
大分市長 足立 信也 殿	
提出者	
住所 大分市大字三佐988番地	
氏名 ナカノス建設工業(株)	
代表取締役 椎本 雄三 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 097-521-5666	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ナカノス建設工業株式会社
事業場の所在地	大分市大字三佐988番地
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 建設業(総合工事業)
②事業の規模	元請完成工事高 2,181,277千円
③従業員数	51名
④産業廃棄物の一連の処理工程	・発生現場にて極力選別をし、As・コンがらは100%に近い状態で現場近くのリサイクル工場に持ち込む。 混合廃棄物については中間処理業者先で選別、焼却等の処理を実施する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
 <pre>graph TD; S[社長] --- BO[建築・営業本]; S --- ISB[構内事業本部]; S --- ZB[総務本部]; BO --- I[工事部(特建・木造)]; ISB --- T[土木・三井事業部・ENEOS事業部];</pre>					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度 (2024年度) 実績】 別紙 詳細表参照				
	排出量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・土木・建設業の為、売上に比例すると共に新築・増改築・新設・解体等発生量は大きく変動する。 発生した産業廃棄物は、分別を確実にし再生利用業者への処理委託を心がけリサイクル率向上への取組を実施。				
②計画	【目標】別紙 詳細表参照				
	産業廃棄物の種類				
	排出量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者への処理委託を心がけ、リサイクル向上率を目指す。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ、紙くず、木くず、金属くず、石膏ボード、コンクリート、As等を分別箱の利用、分別による積込、運搬での対応。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の活動のレベルアップ教育を実施し、現場での作業員への協力要請を確実にする。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】別紙 詳細表参照					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生骨材、堆肥、セメント原料、RPF等に再利用出来る処理業者に委託する。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別のレベルを上げ、前年度より再生処理委託率を上げる。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

上段:実績値 下段:目標値	排出量	自ら 再生利用 を行う量	自ら 熱回収を 行う量	自ら 中間処理により 減量する量	自ら 埋立処分又は 海洋投棄処分 を行う量	全処理 委託量	優良認定 処理業者 への委託量	再生利用 業者への 委託量	認定熱回収 業者への 委託量	認定熱回収 業者以外の 熱回収を行う 業者への 委託量
燃え殻										
汚泥	1.30 1.30									
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず	2.25 2.25					2.25 2.25		2.25 2.25		
繊維くず										
動植物成残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	3,343.84 3,343.84					3,343.84 3,343.84		3,343.84 3,343.84		
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
石綿含有産業廃棄物										
実施値計	3,347.39	0.00	0.00	0.00	0.00	3,346.09	0.00	3,346.09		
目標値計	3,347.39	0.00	0.00	0.00	0.00	3,346.09	0.00	3,346.09		